

和泉市個人情報保護条例の一部改正（素案）新旧対照表

新	旧
<p><u>第49条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条及び第52条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>第51条 <u>前4条</u>の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>第51条 <u>前3条</u>の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>